

住所整理事業に関する説明会

坂浜一丁目・坂浜二丁目

稲城市 都市建設部
まちづくり再生課



内 容

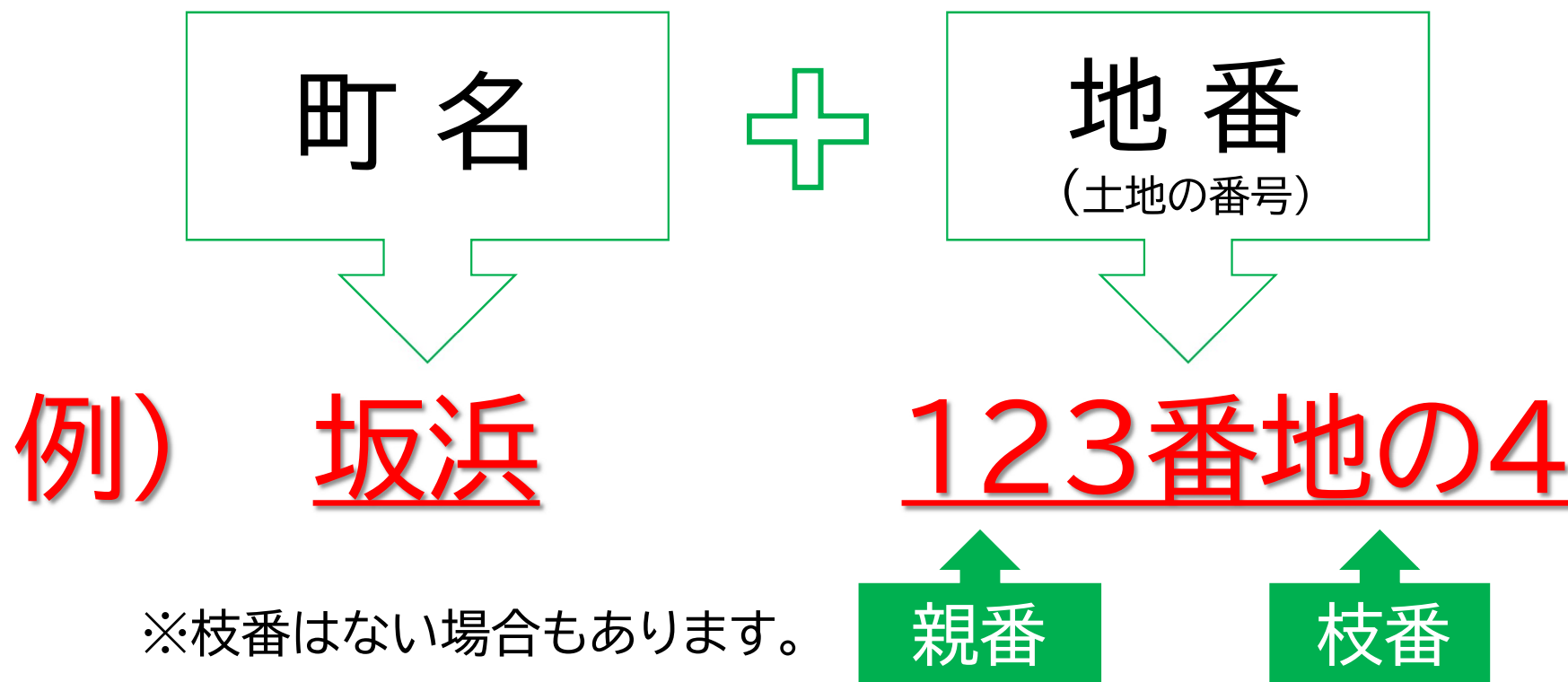
1. 住所整理事業とは
2. 坂浜地区の住所整理事業の状況
3. 坂浜一・二丁目地区の住所整理事業について



1. 住所整理事業とは

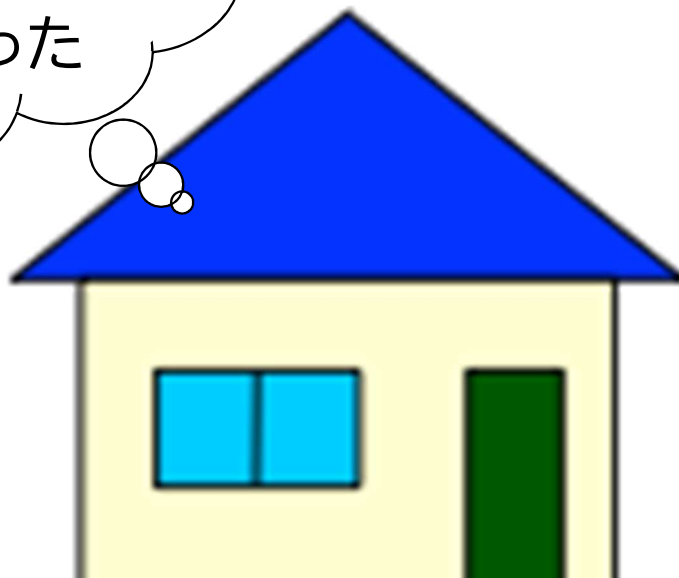
1. 住所整理事業とは 住所とは

稲城市では土地の番号である地番を用いて住所を表しています。



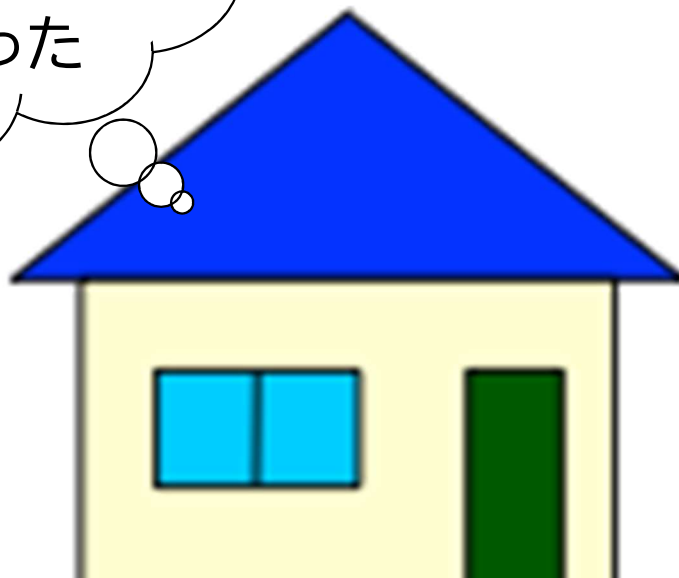
1. 住所整理事業とは 住所とは

- ・定住生活が基本
- ・住所という概念
がなかった



1. 住所整理事業とは 住所とは

- ・定住生活が基本
- ・住所という概念がなかった



地 番

・・・土地の所在を表す

1. 住所整理事業とは 住所とは

・移動が活発化
・引っ越しなどが
当たり前

住 所

…人の居所を表す

本 籍

…戸籍を置いている
場所を表す

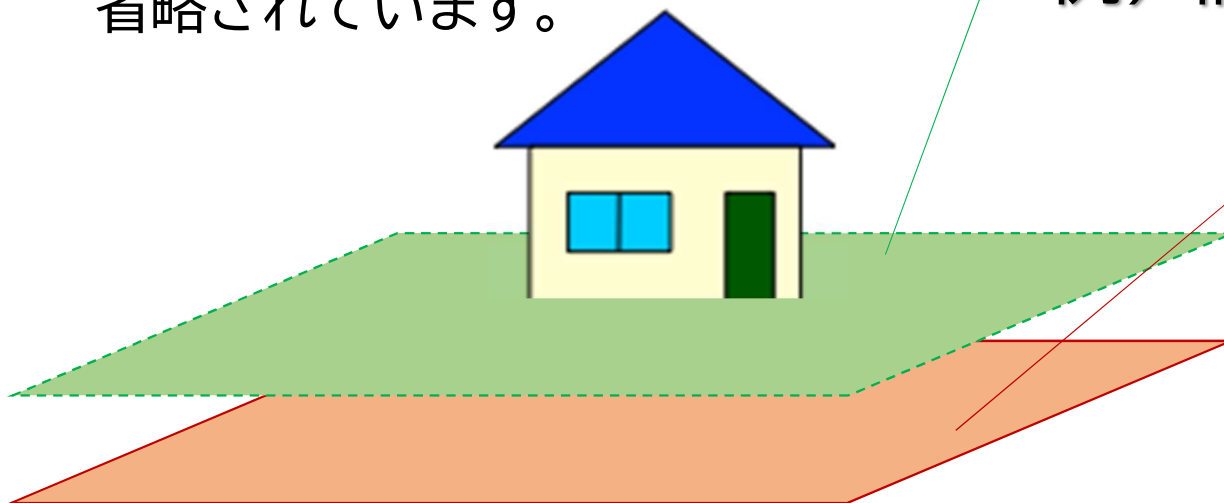
地 番

…土地の所在を表す

1. 住所整理事業とは 住所とは

稲城市(主に住所整理未実施地区)では、土地の番号である**地番**を用いて住所を表しています。

住所では「大字」や「字〇号」は省略されています。



住 所

町 名

+

地 番

例) 稲城市 坂浜 123番地の4

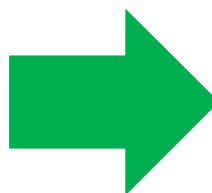
地 番

例) 稲城市大字 坂浜

字〇号123番4

1. 住所整理事業とは

10-3	10-2	10-1
10-4	10-5	



年数経過により

地番の特性

10-2	10-8	10-1
10-4	10-5	10-6
10-9		10-7

道路

地番をそのまま使用しているため、最初は順序よく並んでいた番号も……

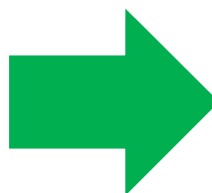
売買、相続等による分筆や合筆で順序がバラバラに……

合筆⇒現存する若い番号に吸収される

分筆⇒原則、現存する枝番の追い番を付ける

1. 住所整理事業とは

10-3 ↓ 欠番	10-2	10-1
10-4	10-5	



年数経過により

地番の特性

10-2		10-8	10-1
10-4	10-5	10-6	
10-9		10-7	

道路

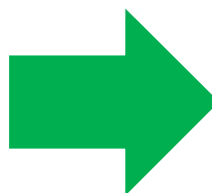
地番をそのまま使用しているため、最初は順序よく並んでいた番号も……

売買、相続等による分筆や合筆で順序がバラバラに……

合筆⇒現存する若い番号に吸収される

1. 住所整理事業とは

10-3 ↓ 欠番	10-2	10-1
10-4	10-5	



年数経過により

地番の特性

10-2	10-8	10-1
10-4	10-5	10-6
10-9		10-7

道路

地番をそのまま使用しているため、最初は順序よく並んでいた番号も……

売買、相続等による分筆や合筆で順序がバラバラに……

分筆⇒原則、現存する枝番の追い番を付ける

地番が飛び飛び
になり、複雑に
なっている

「〇〇〇〇番地の
△△△」など、桁数が
多く分かりづらい

同じ地番に
多くの住居が
建っている

隣の家との
番号が連続
していない



© K.Okawara ・ Jet Inoue

1. 住所整理事業とは 住居表示制度

●昭和37年「住居表示に関する法律」施行

従来の地番を用いた住所の表示方法がきわめてわかりにくく、市民生活や企業活動等に障害が生じているため、新たな住居表示の制度を確立し、**各種の障害を解消することで、市民生活の便宜を向上させ、公共福祉の増進に役立てることを目的としています。**

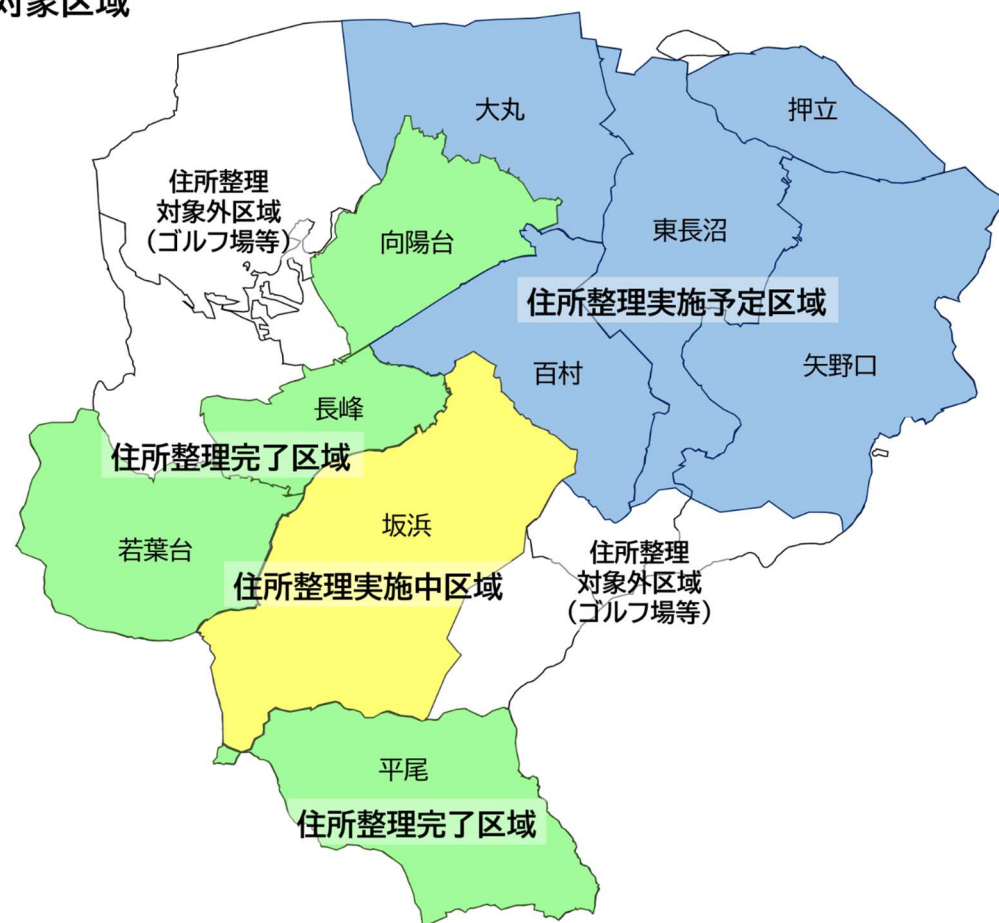


「住居番号」を設け、視認可能な建物等に、順序良く番号をつけることで、分かりやすい住所の表示を目指しました。

1. 住所整理事業とは

図：住所整理対象区域

住所整理事業は、町の区域をわかりやすく区切り、住所や所在地を整理する事業です。稲城市では、
市内全域を対象に大字単位で順次進めています。



1. 住所整理事業とは

住所整理は、「稲城市住所整理基本方針」等に基づき、進めていきます。

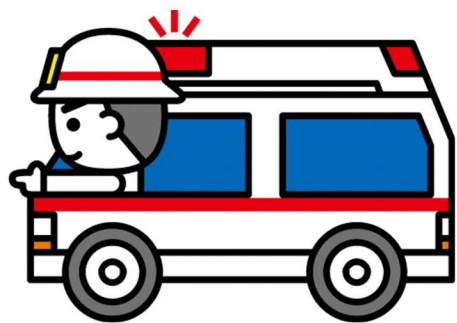
住所整理の基本的な考え方 （稲城市住所整理基本方針より抜粋）

- ◆ 現行の大字を適切な規模に分割し、町区域を新たに設定します。
- ◆ 町の名称は、なるべく現在の名称を使用し「〇丁目」を付けます。

※町の区域の検討の過程で、新町名を設定した方が合理的である場合や、地域の方の理解が得やすい場合には新しい町名にすることができます。

1. 住所整理事業とは

パトカーや救急車などの緊急車両の到着が早くなります。



郵便物や宅配便等の誤配・遅配が起こりにくくなります。



訪問される方が目的地を探しやすくなります。



災害時にお住まいの方の安否確認等が容易になります。



1. 住所整理事業とは 住所整理の流れ

地区市民検討会での検討

町の区域などについて住民アンケートの実施などを含め、詳細な検討をします。



稲城市住所整理審議会

市長の諮問機関である稲城市住所整理審議会では地区市民検討会での検討結果や、実施の方法等を審議します。



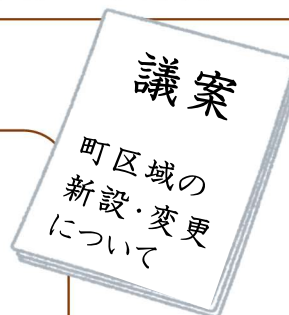
住所変更日

設定した日から新しい住所に変更します。



住所整理の作業

変更になった町の区域に新しい住所を設定していきます。



稲城市議会・告示

町の区域の変更について、稲城市議会での議決・告示等を行います。

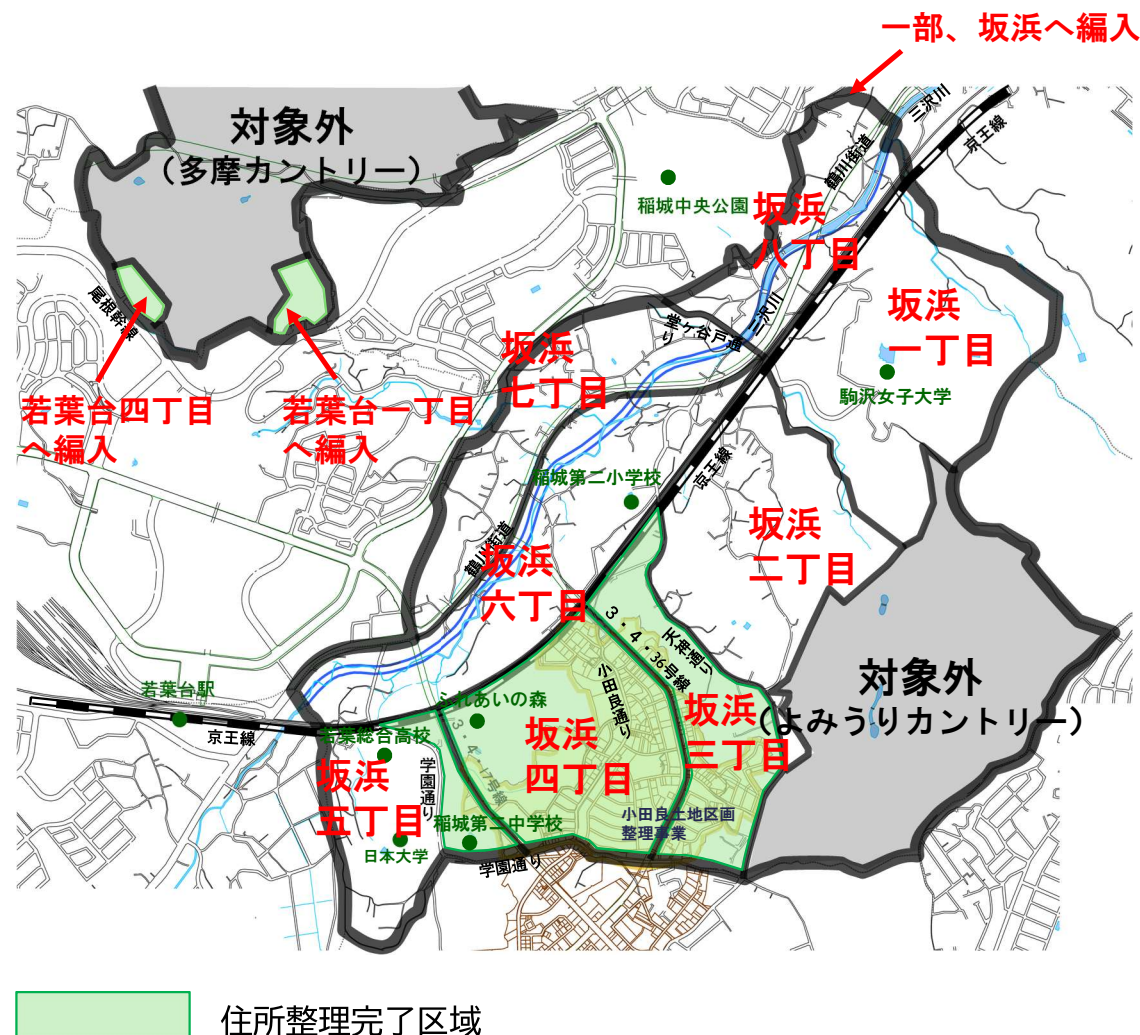
※手法により異なる場合がございます

2. 坂浜地区の 住所整理事業の状況

2. 坂浜地区の住所整理事業の状況

坂浜地区では、住所整理地区市民検討会での検討を経て、坂浜一丁目～八丁目の町割りを作成いたしました。

令和5年3月4日には、小田良土地区画整理事業の換地処分にあわせ、地番を使用した住所整理(町界町名地番整理)により、坂浜三丁目・四丁目・五丁目の一部の住所整理を実施いたしました。(一部若葉台へ編入)



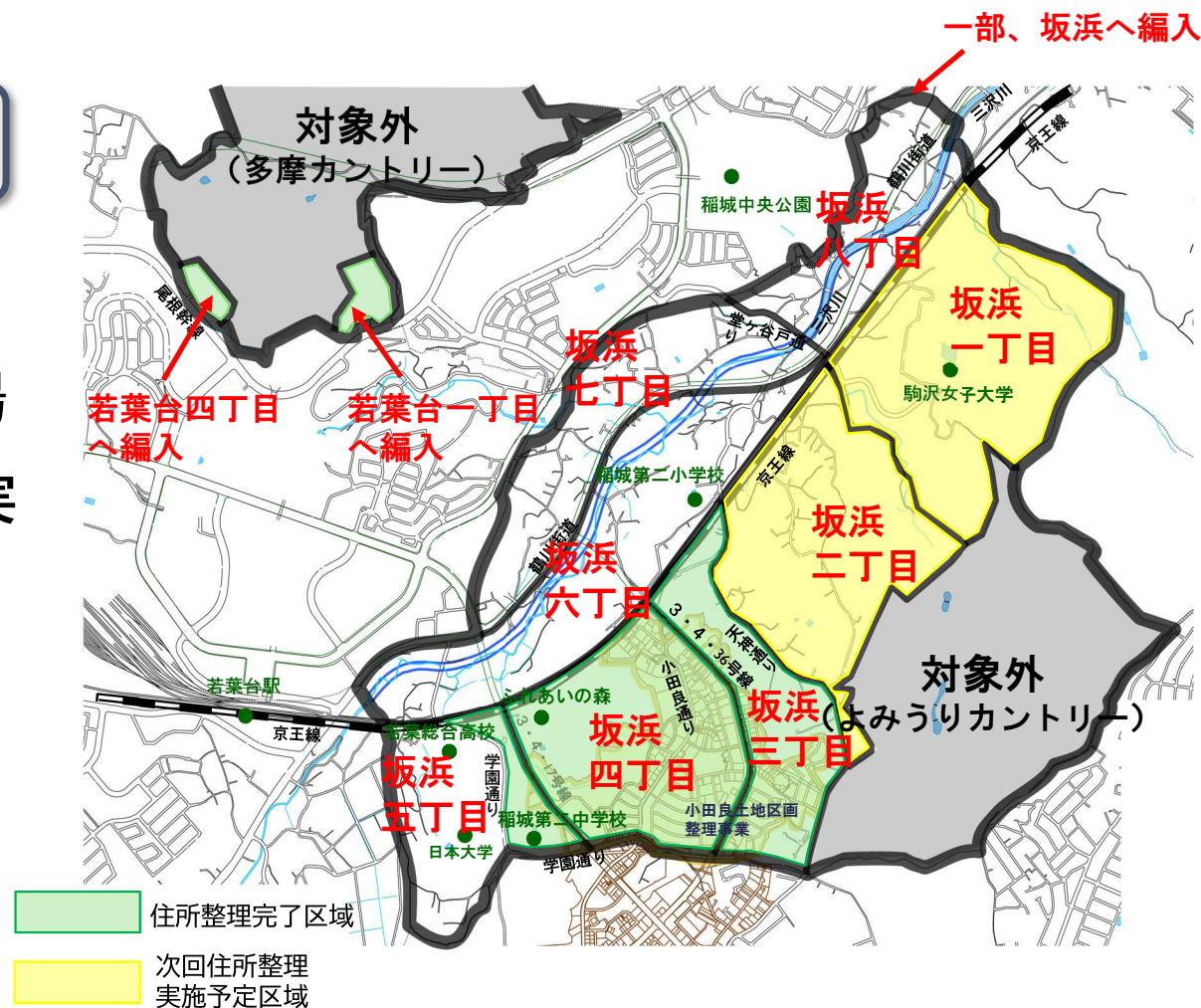
住所整理地区市民検討会での検討の結果、各区域の住所整理は、都市基盤整備等の状況を考慮し、「住居表示」又は「町界町名地番整理」のいずれか適切な方法により進めることとしております。



2. 坂浜地区の住所整理事業の状況

今後の住所整理の進め方

この検討結果を踏まえ、土地区画整理事業により、土地の形状が整理された場合を除いて、基本的には「住居表示」の実施とし、都市基盤整備の影響を受けない坂浜一丁目及び二丁目から住所整理を実施する予定です。

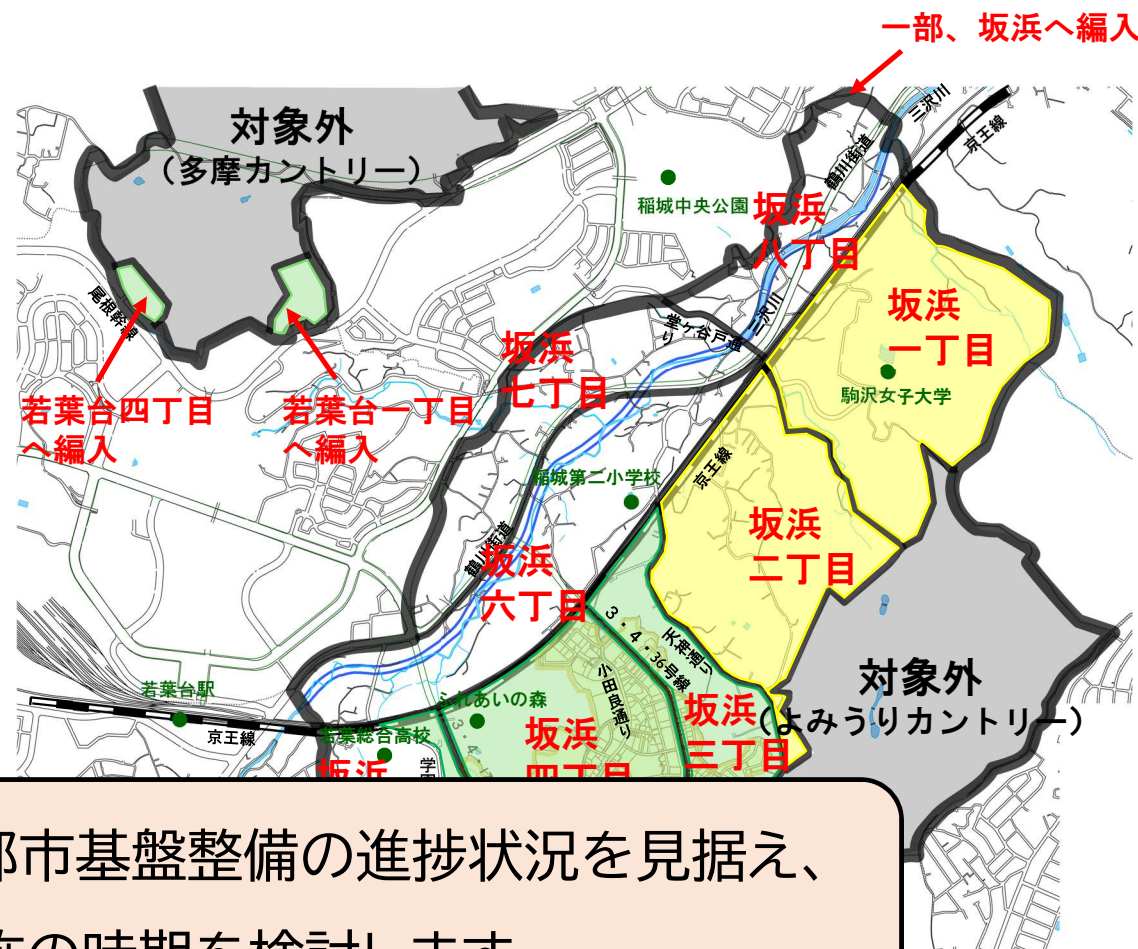


2. 坂浜地区の住所整理事業の状況

今後の住所整理の進め方

この検討結果を踏まえ、土地区画整理事業により、土地の形状が整理された場合を除いて、基本的には「住居表示」の実施とし、都市基盤整備の影響を受けない坂浜一丁目及び二丁目から住所整理を実施する予定。

※ 坂浜五丁目～八丁目は都市基盤整備の進捗状況を見据え、住所整理実施の時期を検討します。



2. 坂浜地区の住所整理事業の状況

地区市民検討会での検討

町の区域などについて住民アンケートの実施などを含め、詳細な検討をします。



稲城市住所整理審議会

市長の諮問機関である稲城市住所整理審議会では地区市民検討会での検討結果や、実施の方法等を審議します。



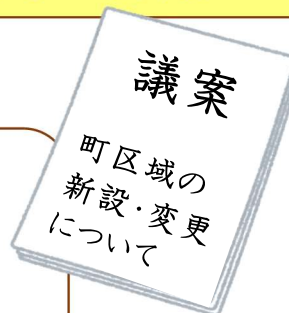
住所変更日

設定した日から新しい住所に変更します。



住所整理の作業

変更になった町の区域に新しい住所を設定していきます。



稲城市議会・告示

町の区域の変更について、稲城市議会での議決・告示等を行います。

※手法により異なる場合がございます

稲城市住所整理審議会

坂浜一丁目～八丁目の町割りについて

坂浜三・四・五丁目の一部
の範囲における町区域の
新設について
(町界町名地番整理)



稲城市議会

実施告示

住所変更日

稲城市住所整理審議会

坂浜一丁目～八丁目の町割りについて

済

坂浜三丁目の一部
の範囲に町区域の
新設について
(町界町名地番整理)



稲城市議会

実施告示

住所変更日

稲城市住所整理審議会

坂浜一丁目～八丁目の町割りについて

済

坂浜三丁目の一部の
範囲における町区域の
新設について
(町界町名地番整理)

坂浜一・二丁目の
範囲における
町区域の新設について
(住居表示)

案の公示

稲城市議会

実施告示

住所変更日

稲城市住所整理審議会

坂浜一丁目～八丁目の町割りについて

済

坂浜三丁目～八丁目の一部の
範囲における町区域の
新設について
(町界町名地番整理)

坂浜一・二丁目の
範囲における
町区域の新設について
(住居表示)

その他の
範囲における
町区域の新設について
(未定)

案の公示

稲城市議会

実施告示

住所変更日

3. 坂浜一・二丁目地区の 住所整理事業について

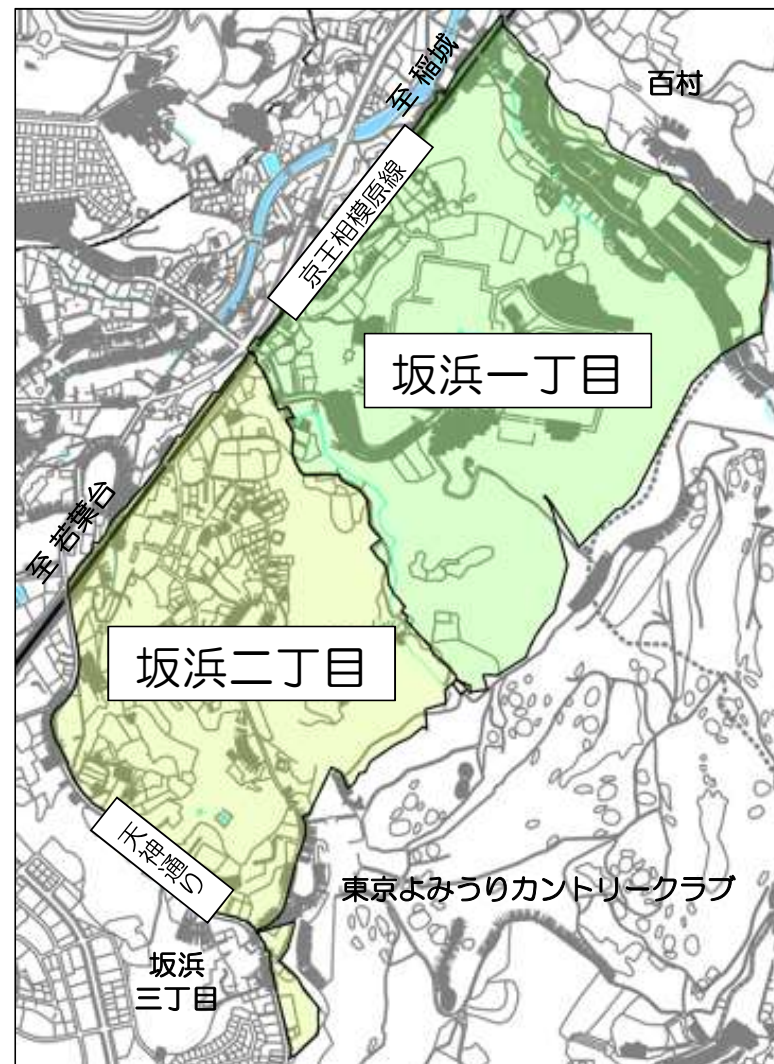
3. 坂浜一・二丁目地区の住所整理事業について

対象区域

坂浜一・二丁目の対象区域は、京王相模原線、天神通り、ゴルフ場敷地界、大字界に囲まれた約78ヘクタールの範囲となります。

住所整理の手法

この区域は、土地区画整理事業や道路拡幅等の予定がないことから、「住居表示」の実施を予定しています。「住居表示」は、一つの地番に複数の住宅が存在している箇所や、分合筆が想定される箇所に適した方法です。



3. 坂浜一・二丁目地区の住所整理事業について

「住居表示」による住所整理の例

稲城市

坂浜一丁目

(町名)

● 番

(街区符号)

□ 号

(住居番号)

※ ここからお示しする事例はあくまでもイメージであり、このとおりに整理するというわけではありません。実際の街区や住居番号等は、現地調査等を実施の上、改めて設定します。

「住居表示」による住所整理の例

稲城市

坂浜一丁目

(町名)

● 番

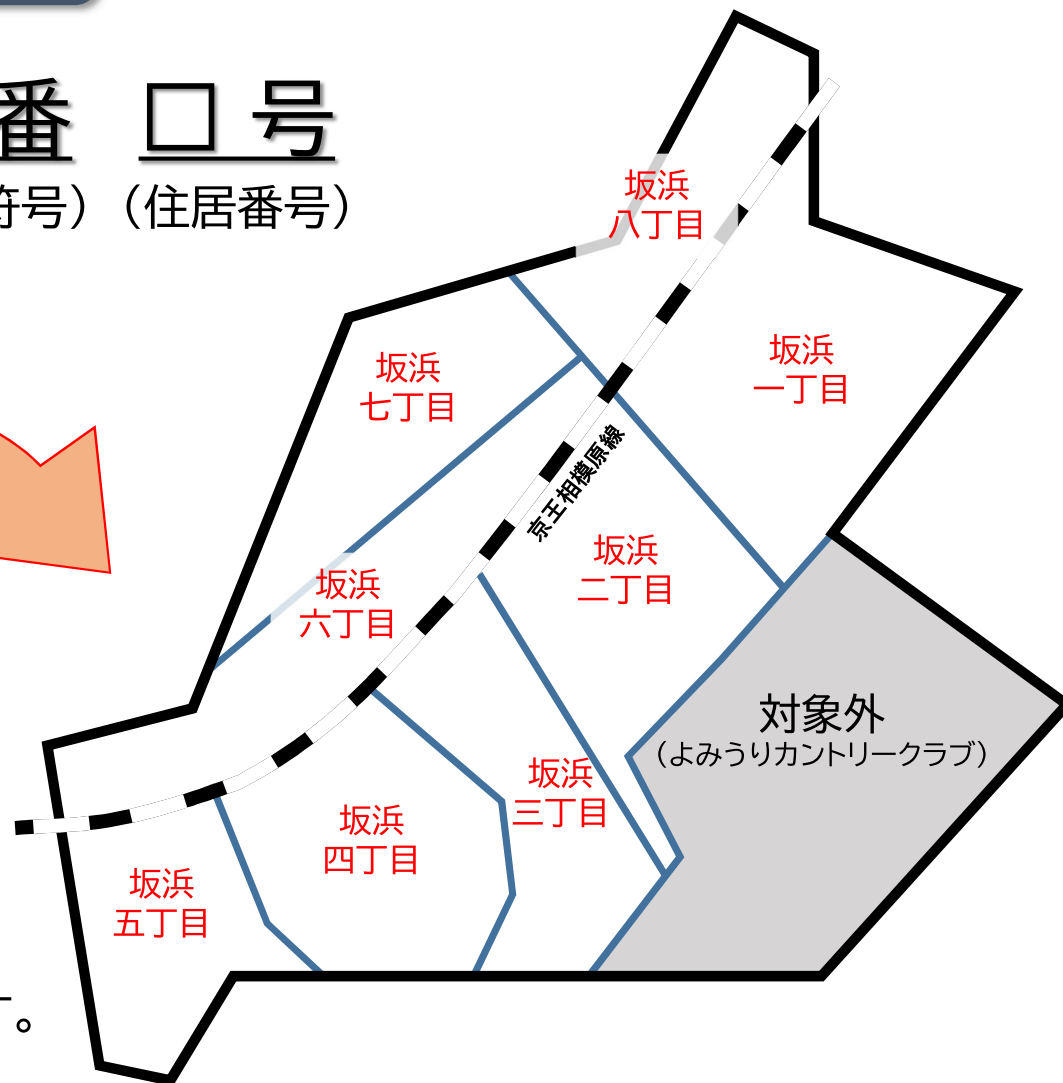
(街区符号)

□ 号

(住居番号)



坂浜地区は、一丁目から
八丁目まで設定しています。



「住居表示」による住所整理の例

稲城市 坂浜一丁目

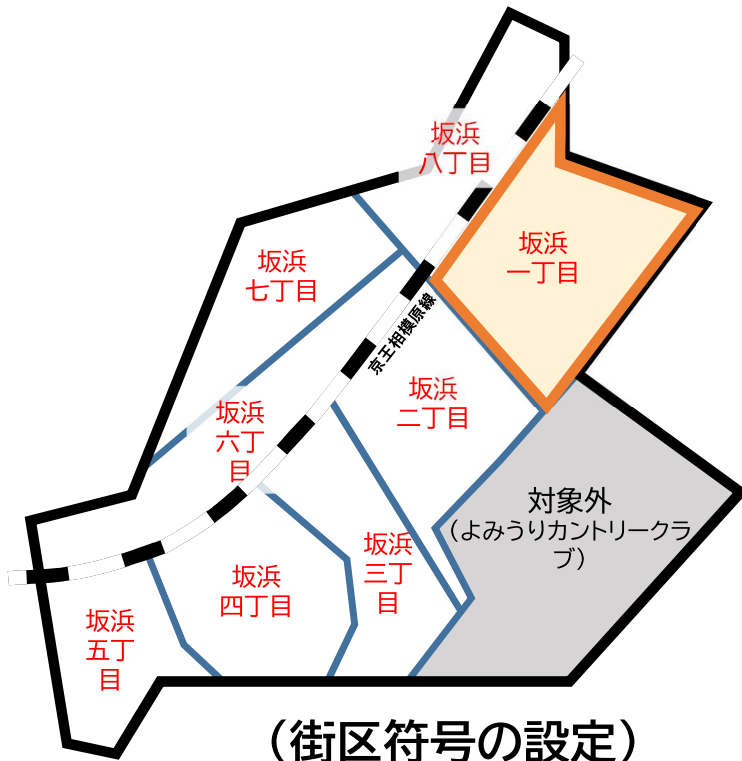
(町名)

● 番

(街区符号)

□ 号

(住居番号)



それぞれの丁目において、道路や地形、規模などを考慮して街区を設定します。

「住居表示」による住所整理の例

稲城市 坂浜一丁目

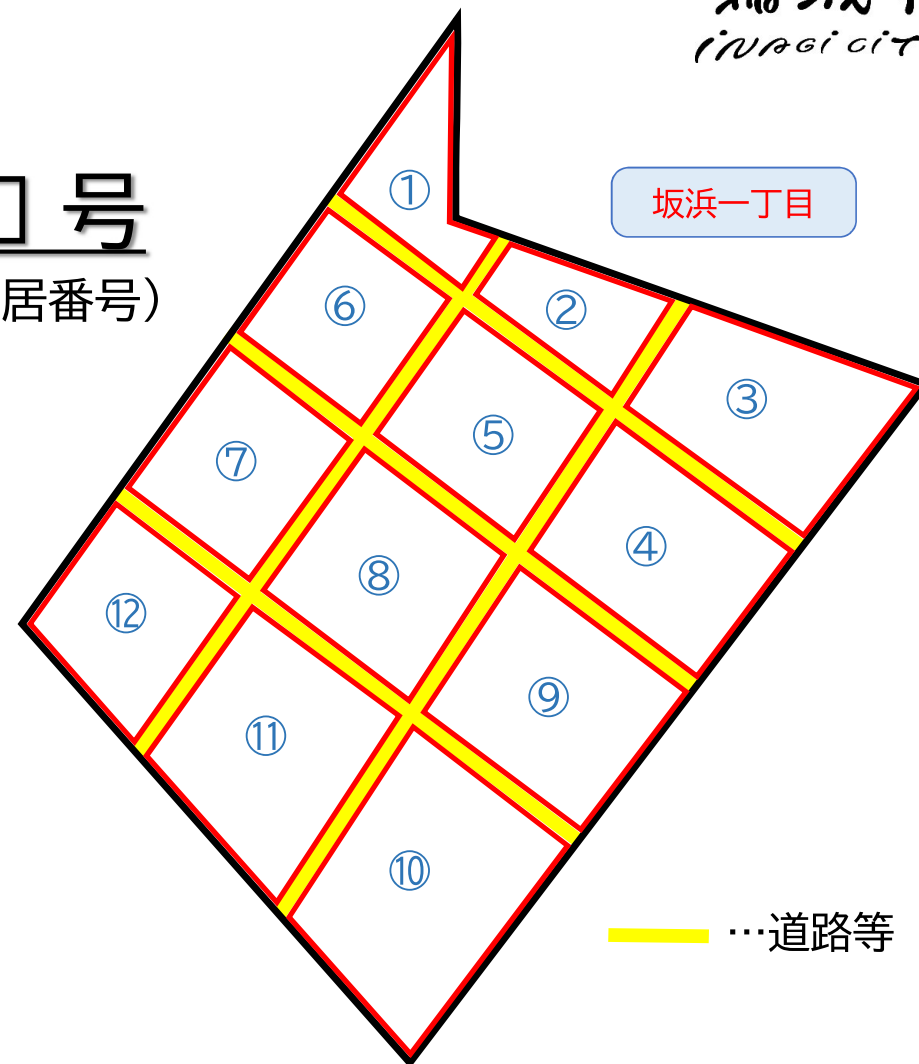
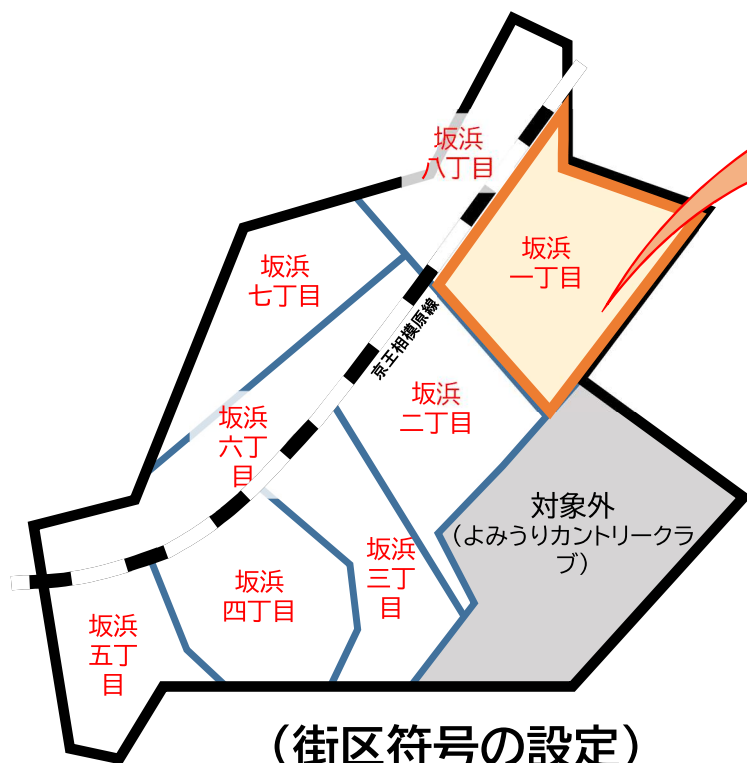
(町名)

● 番

(街区符号)

□ 号

(住居番号)



それぞれの丁目において、道路や地形、規模などを考慮して街区を設定します。

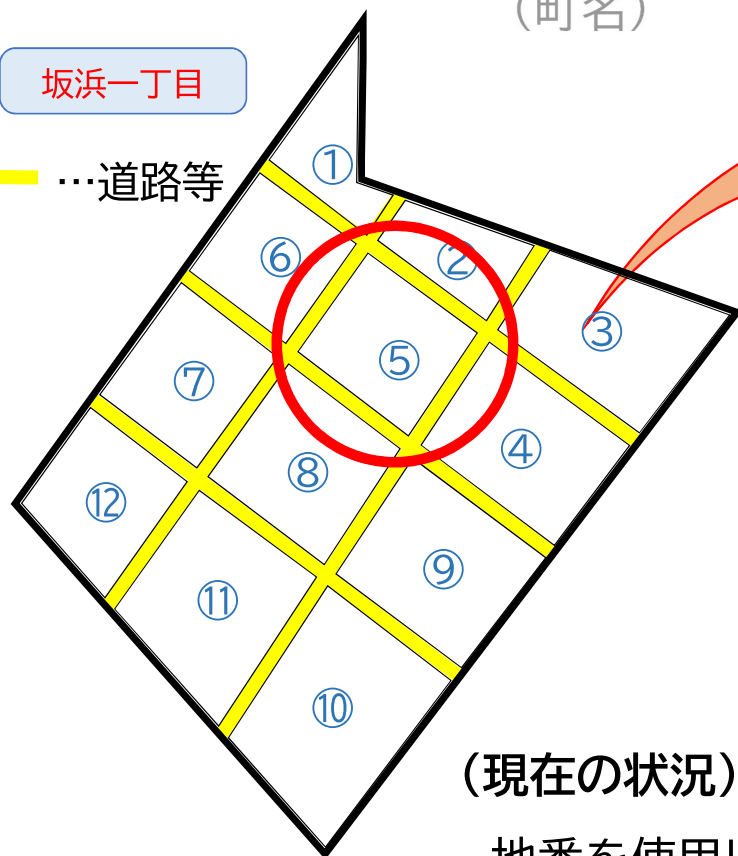
「住居表示」による住所整理の例

稲城市
inagiciTY

稲城市 坂浜一丁目 ● 番 □ 号
(町名) (街区符号) (住居番号)

坂浜一丁目

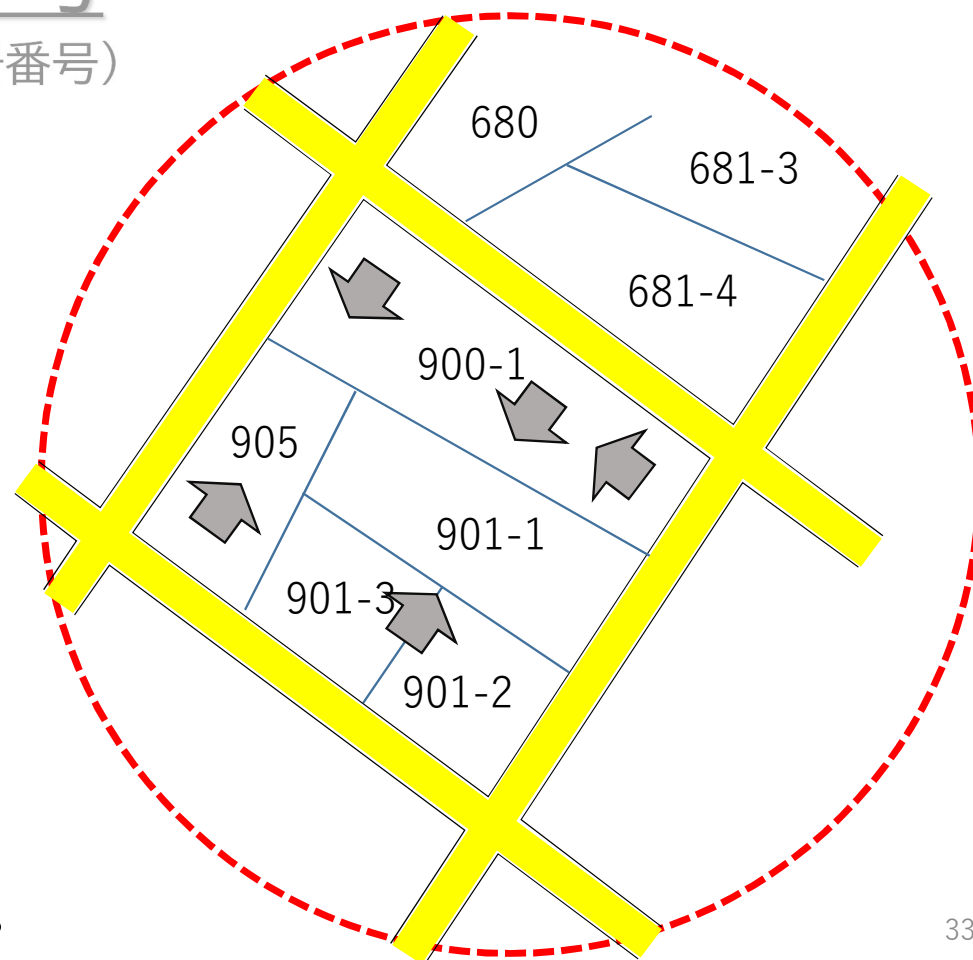
…道路等



(現在の状況)

地番を使用し、住所を表している。

— …敷地界
↑ …住宅



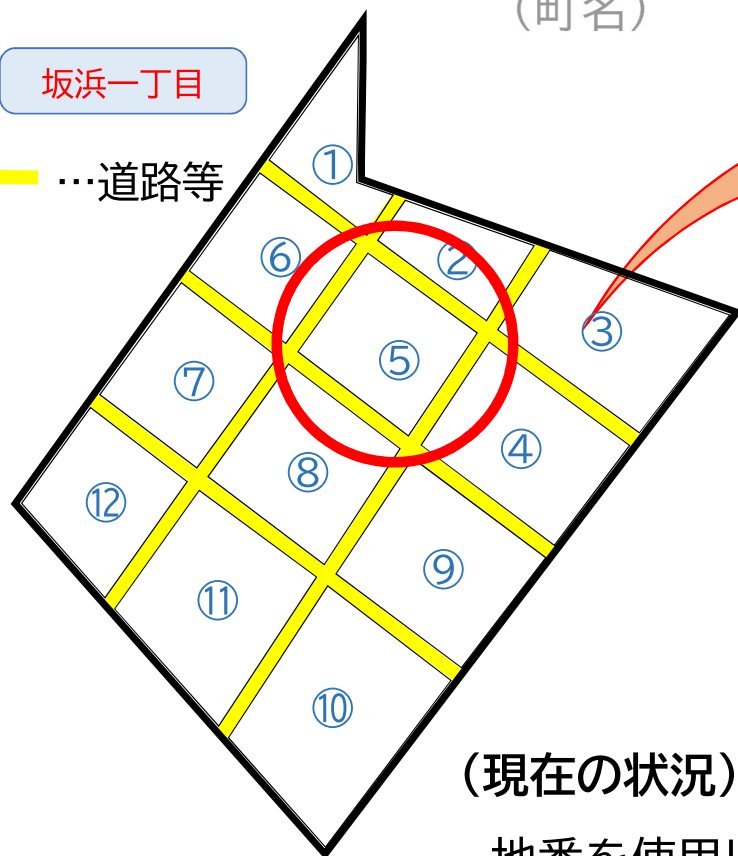
「住居表示」による住所整理の例

— …敷地界
↑ …住宅

稲城市 坂浜一丁目 ● 番 □ 号
(町名) (街区符号) (住居番号)

坂浜一丁目

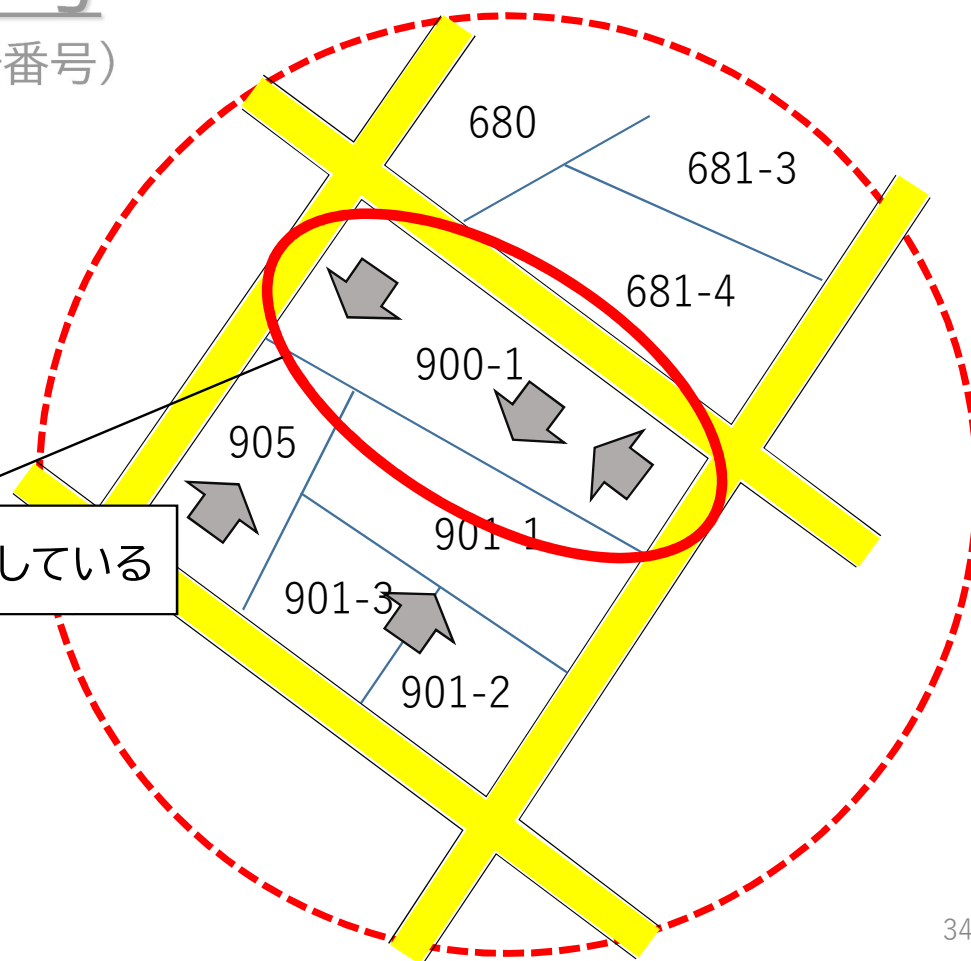
…道路等



(現在の状況)

地番を使用し、住所を表している。

同じ住所を使用している



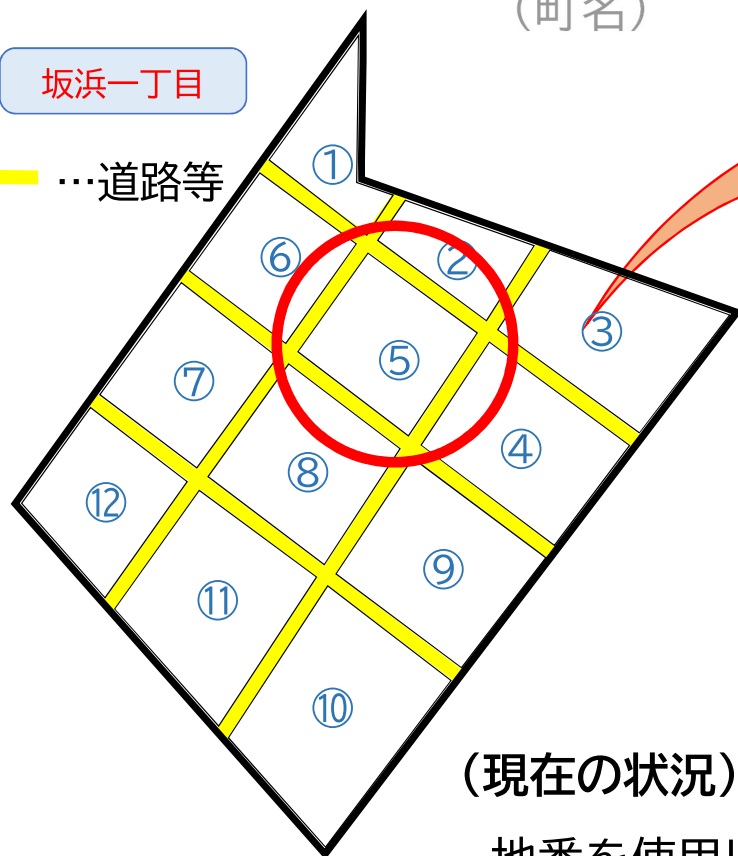
「住居表示」による住所整理の例

稲城市 坂浜一丁目 ● 番 □ 号
(町名) (街区符号) (住居番号)

— …敷地界
↑ …住宅

坂浜一丁目

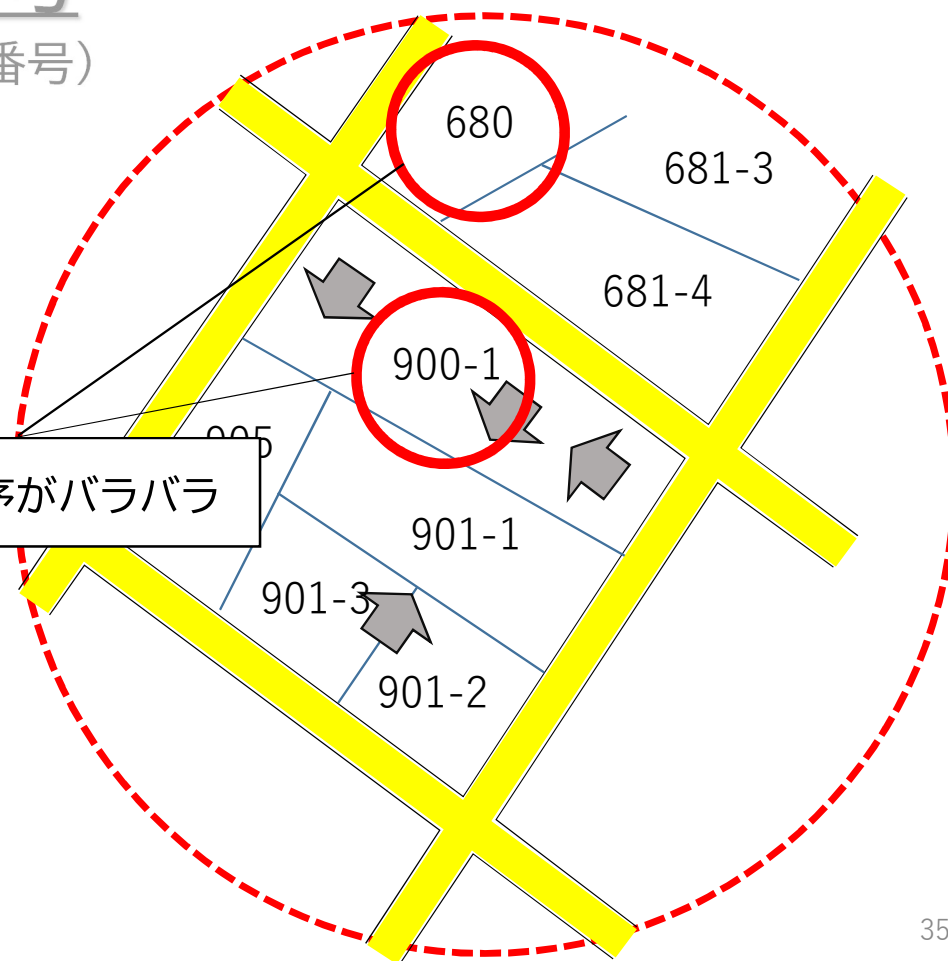
…道路等



(現在の状況)

地番を使用し、住所を表している。

地番の順序がバラバラ



「住居表示」による住所整理の例

— …敷地界
↑ …住宅

稲城市 坂浜一丁目 ● 番 □ 号
(町名) (街区符号) (住居番号)

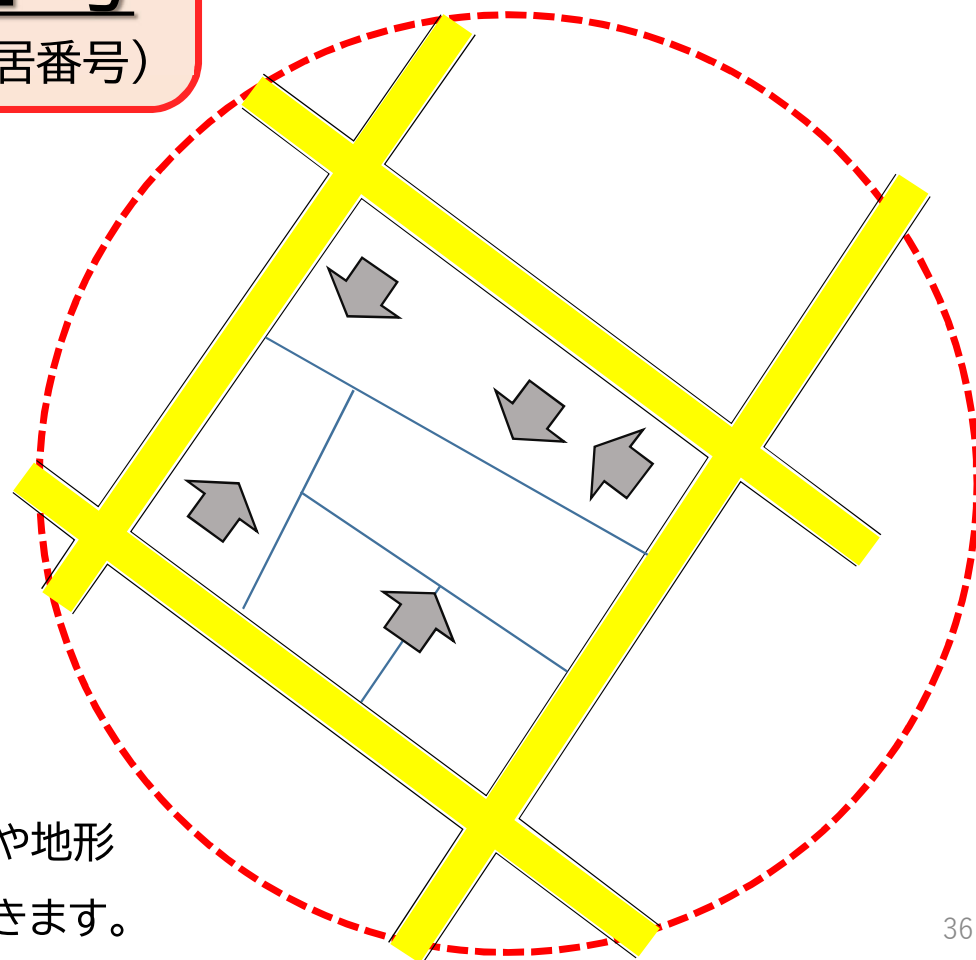
坂浜一丁目

…道路等



(住居番号の付定)

住居番号は、地番とは関係なく、道路や地形等で区切られた街区ごとに設定していきます。



「住居表示」による住所整理の例

— …敷地界
↑ …住宅

稲城市 坂浜一丁目 ● 番 □ 号

(町名) (街区符号) (住居番号)

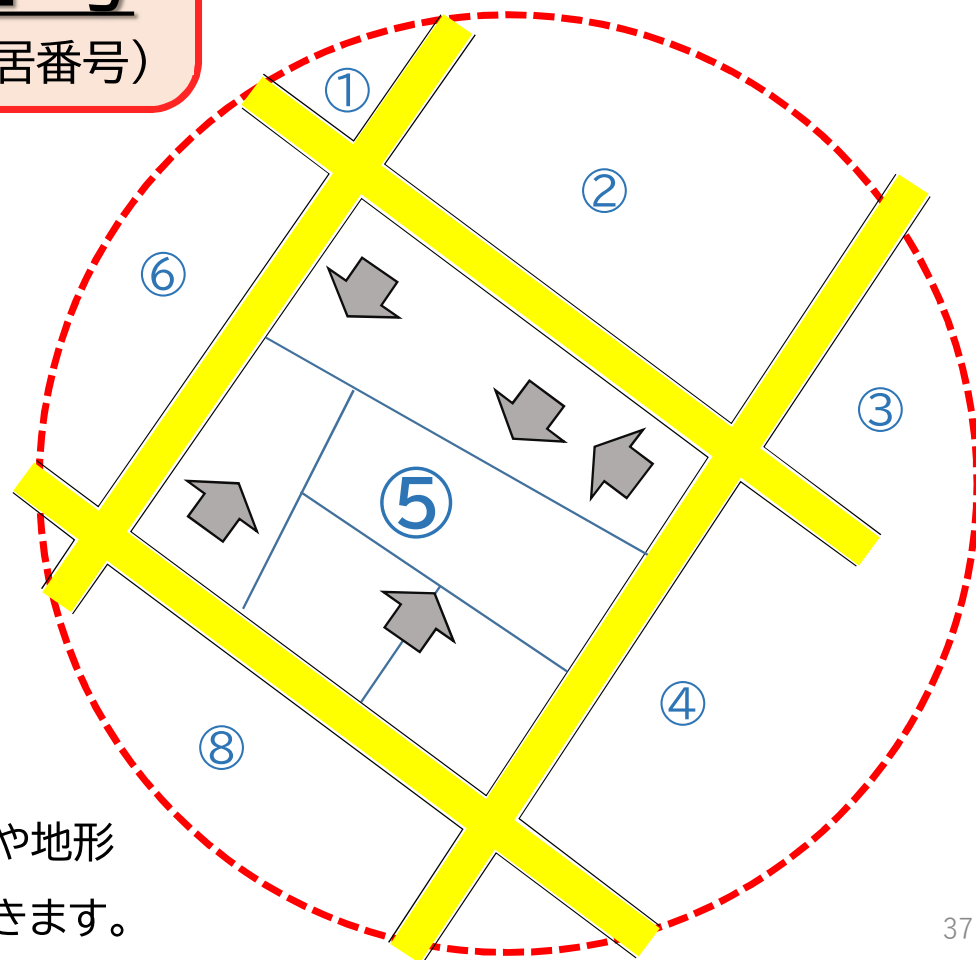
坂浜一丁目

…道路等



(住居番号の付定)

住居番号は、地番とは関係なく、道路や地形等で区切られた街区ごとに設定していきます。



「住居表示」による住所整理の例

稲城市 坂浜一丁目 ● 番 □ 号

(町名) (街区符号) (住居番号)

坂浜一丁目

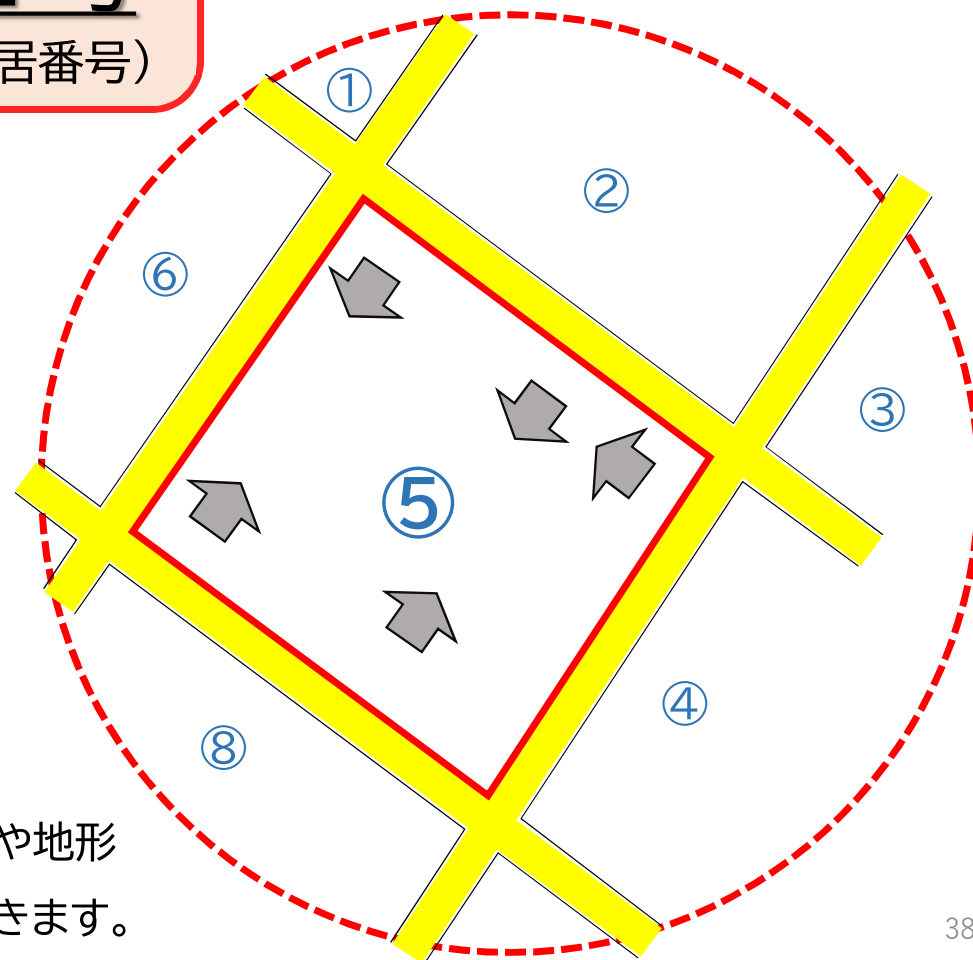
…道路等



(住居番号の付定)

住居番号は、地番とは関係なく、道路や地形等で区切られた街区ごとに設定していきます。

— …敷地界
↑ …住宅
- - - …街区界



「住居表示」による住所整理の例

稲城市 坂浜一丁目 ● 番 □ 号

(町名) (街区符号) (住居番号)

— …敷地界
↑ …住宅
— …街区界 ○ …フロンテージ

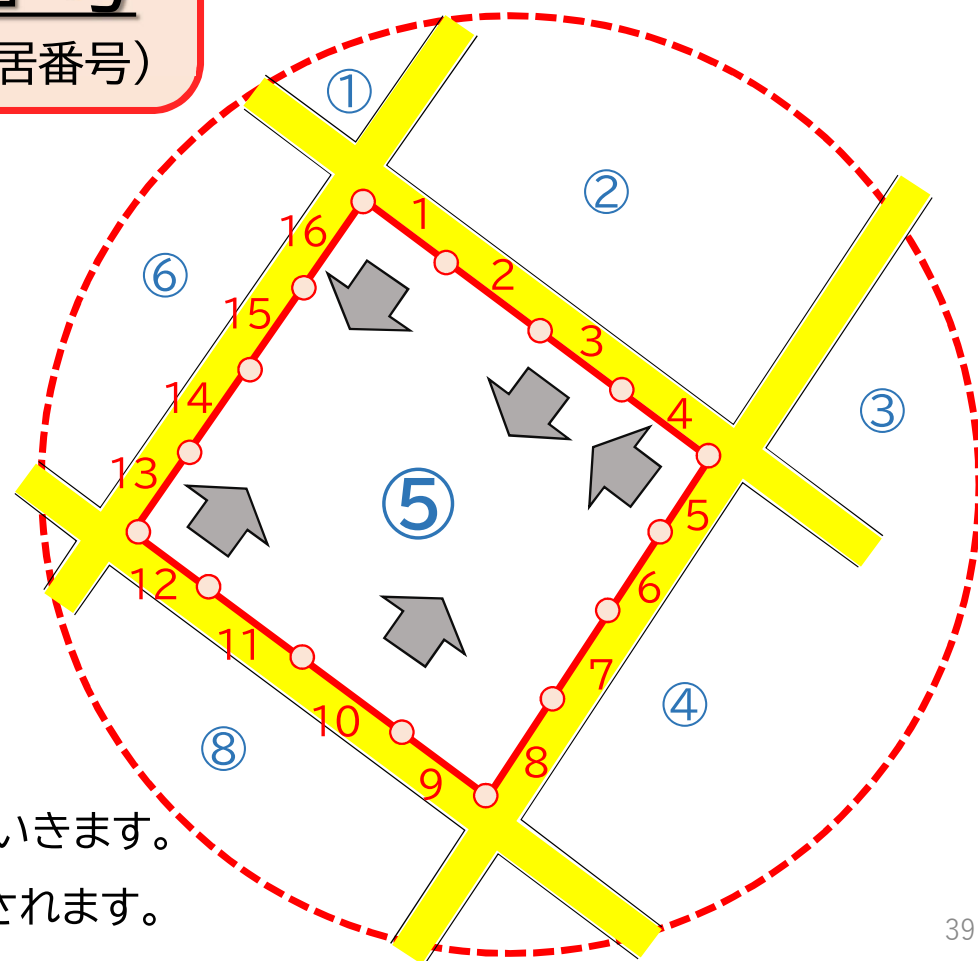
坂浜一丁目

…道路等



(住居番号の付定)

フロンテージごとに、中心部から右回りに、基礎番号を振っていきます。
建物の出入口のある箇所の基礎番号が「住居番号」として付定されます。



「住居表示」による住所整理の例

稲城市 坂浜一丁目 ● 番 □ 号

(町名) (街区符号) (住居番号)

坂浜一丁目

…道路等



(住居番号の付定)

フロンテージごとに、中心部から右回りに、基礎番号を振っていきます。
建物の出入口のある箇所の基礎番号が「住居番号」として付定されます。

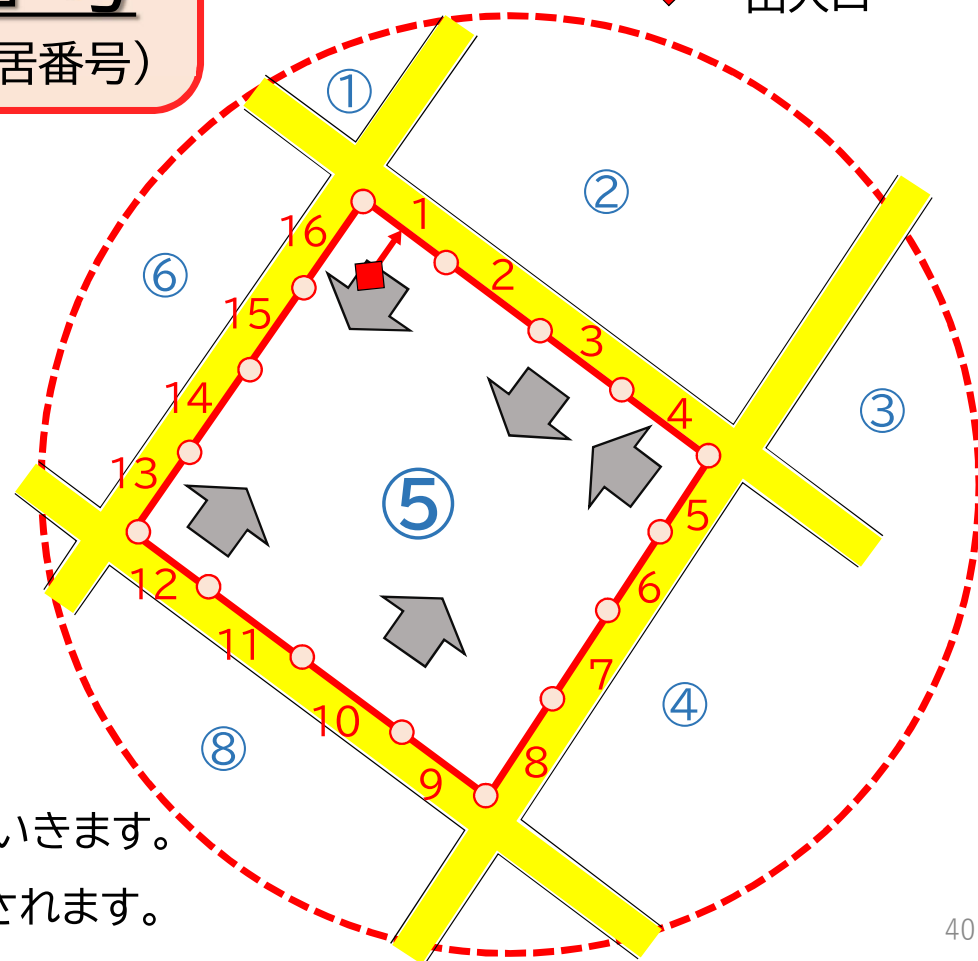
— …敷地界

↑ …住宅

— …街区界

○ …フロンテージ

◆ …出入口



「住居表示」による住所整理の例

稲城市 坂浜一丁目 ● 番 □ 号

(町名) (街区符号) (住居番号)

坂浜一丁目

…道路等



(住居番号の付定)

フロンテージごとに、中心部から右回りに、基礎番号を振っていきます。
建物の出入口のある箇所の基礎番号が「住居番号」として付定されます。

— …敷地界

↑ …住宅

— …街区界

○ …フロンテージ

◆ …出入口



「住居表示」による住所整理の例

稲城市 坂浜一丁目 ● 番 □ 号

(町名) (街区符号) (住居番号)

坂浜一丁目

…道路等



(住居番号の付定)

フロンテージごとに、中心部から右回りに、基礎番号を振っていきます。
建物の出入口のある箇所の基礎番号が「住居番号」として付定されます。

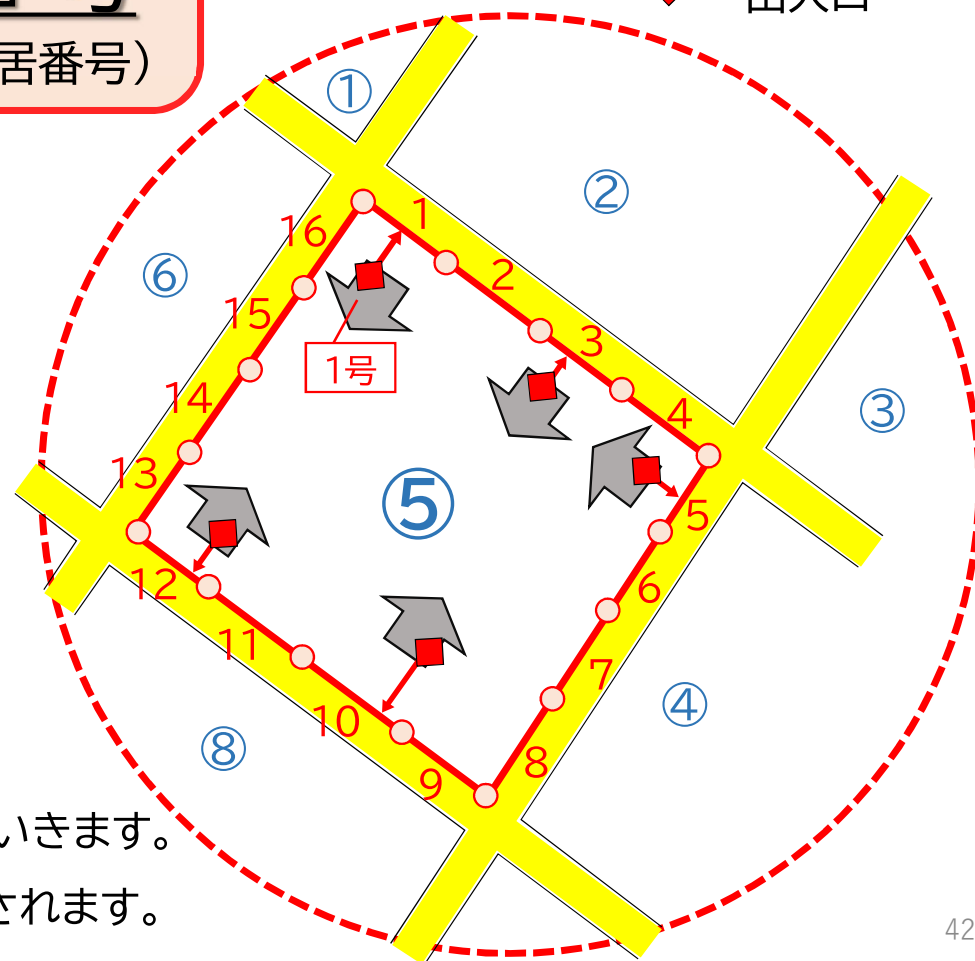
— …敷地界

↑ …住宅

— …街区界

○ …フロンテージ

◆ …出入口



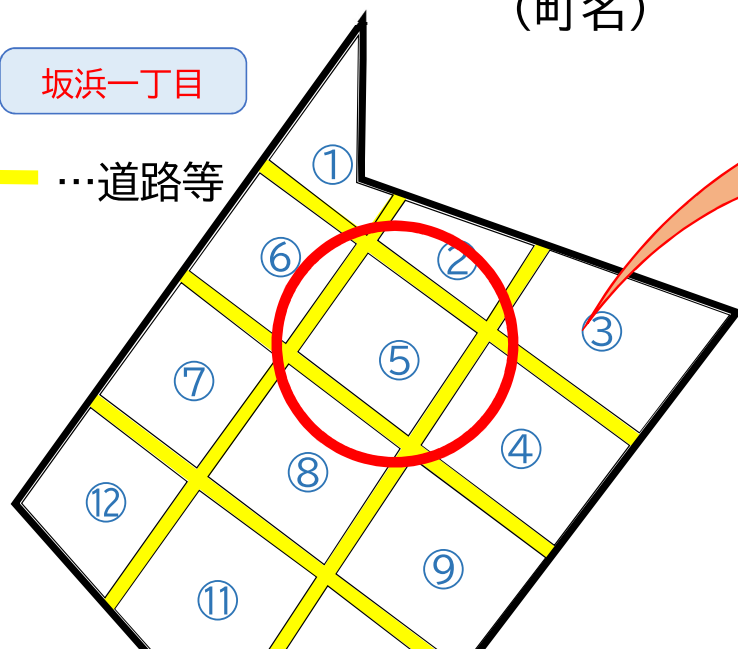
「住居表示」による住所整理の例

稲城市 坂浜一丁目 ● 番 □ 号

(町名) (街区符号) (住居番号)

坂浜一丁目

…道路等



(住居番号の付定)

フロンテージごとに、中心部から右回りに、基礎番号を振っていきます。
建物の出入口のある箇所の基礎番号が「住居番号」として付定されます。

— …敷地界

↑ …住宅

— …街区界

○ …フロンテージ

◆ …出入口



「住居表示」による住所整理の例

稲城市 坂浜一丁目 ● 番 □ 号

(町名) (街区符号) (住居番号)

坂浜一丁目

…道路等



(住居番号の付定)

フロンテージごとに、中心部から右回りに、基礎番号を振っていきます。
建物の出入口のある箇所の基礎番号が「住居番号」として付定されます。

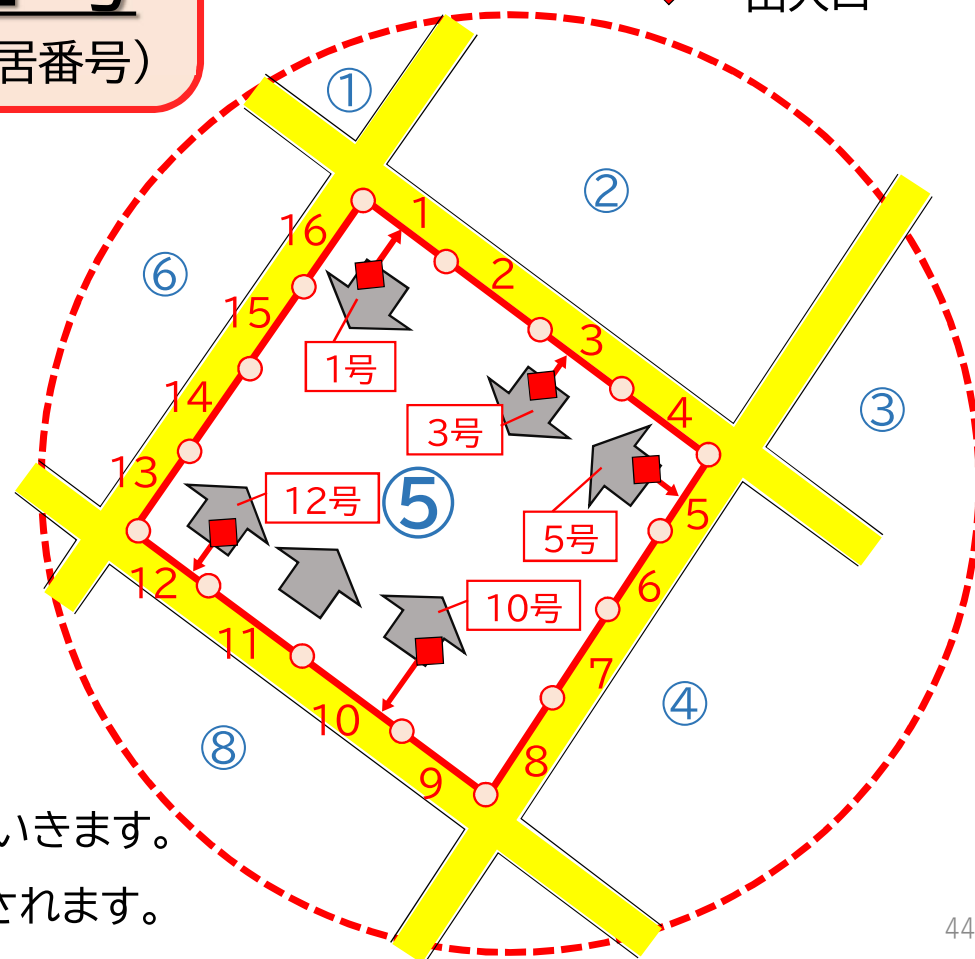
— …敷地界

↑ …住宅

— …街区界

○ …フロンテージ

◆ …出入口



「住居表示」による住所整理の例

稲城市 坂浜一丁目 ● 番 □ 号

(町名) (街区符号) (住居番号)

坂浜一丁目

…道路等



(住居番号の付定)

フロンテージごとに、中心部から右回りに、基礎番号を振っていきます。
建物の出入口のある箇所の基礎番号が「住居番号」として付定されます。

— …敷地界

↑ …住宅

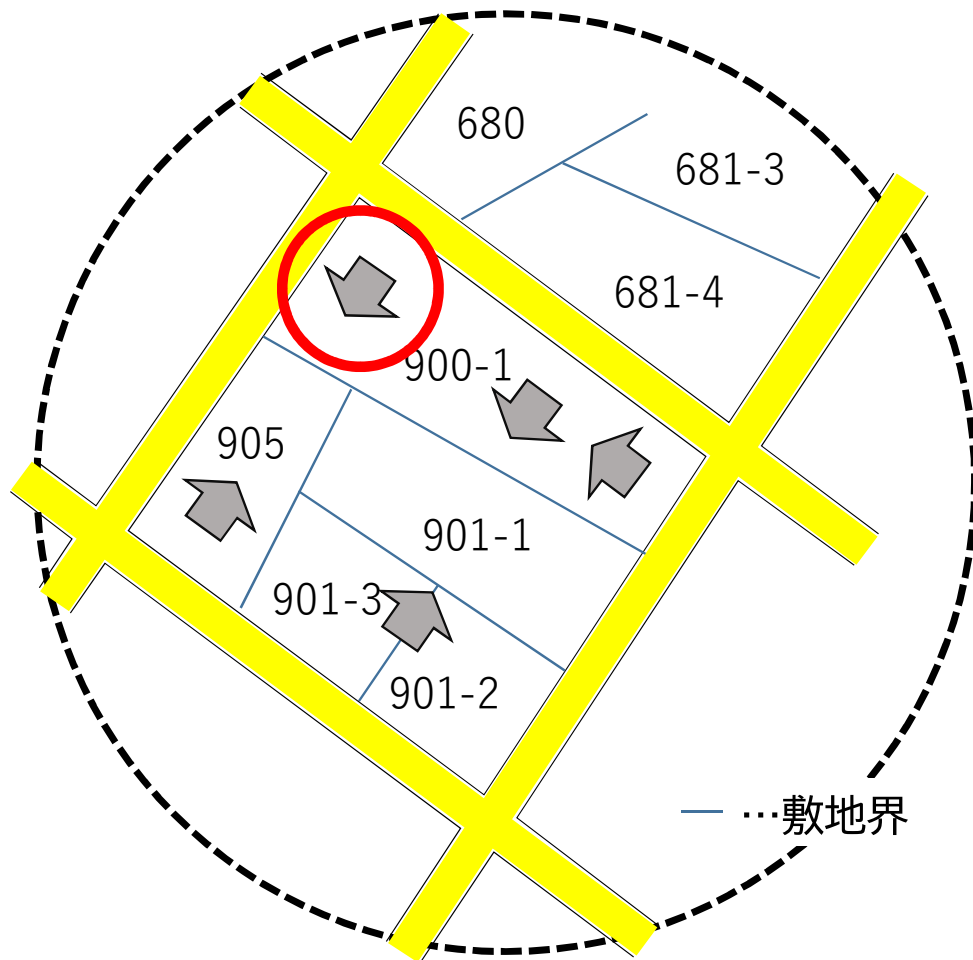
— …街区界

○ …フロンテージ

◆ …出入口



「住居表示」による住所整理の例



(現在の住所)

地番を使用し、住所を表している。

項目	住所変更前
住所	稲城市坂浜900番地の1
地番	稲城市大字坂浜字〇号900番1
本籍	稲城市坂浜900番1

「住居表示」による住所整理の例

(「住居表示」実施後の住所)

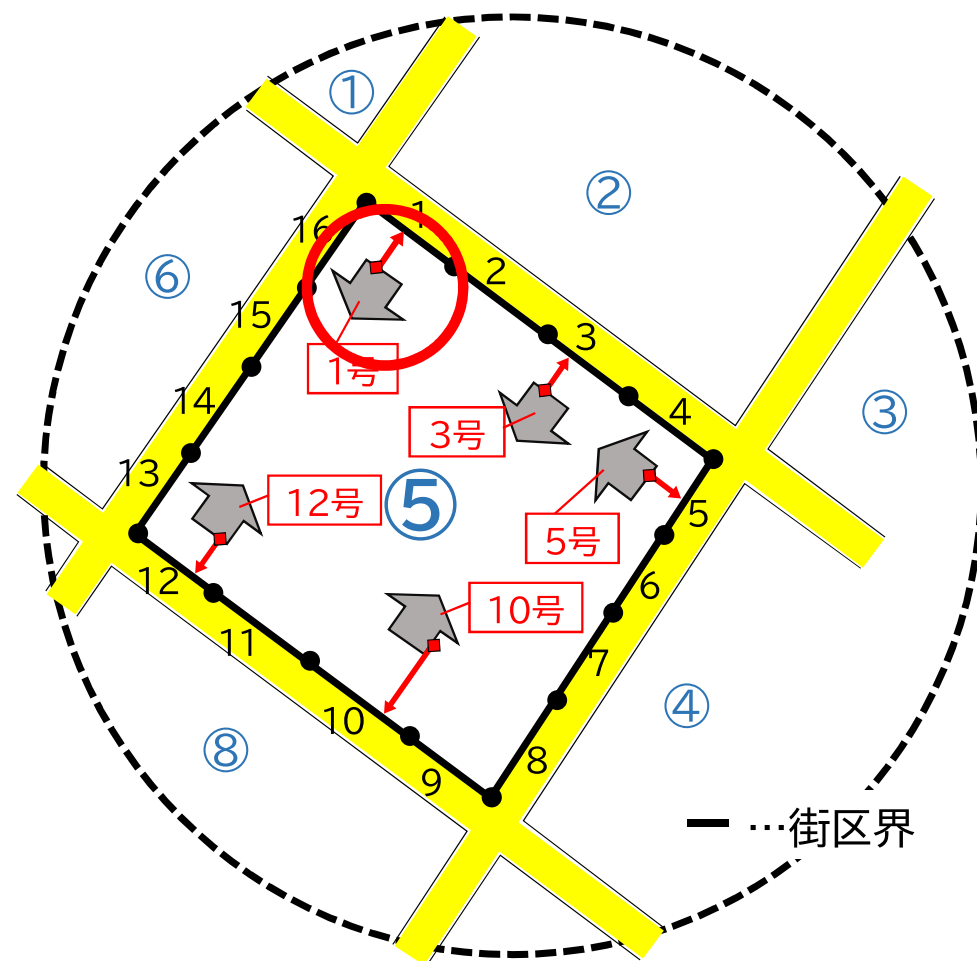
稲城市

坂浜一丁目
(町名)

● 番
(街区符号)

□ 号
(住居番号)

項目	住所変更後
住所	稲城市坂浜一丁目5番1号
地番	稲城市坂浜一丁目900番1
本籍	稲城市坂浜一丁目900番1

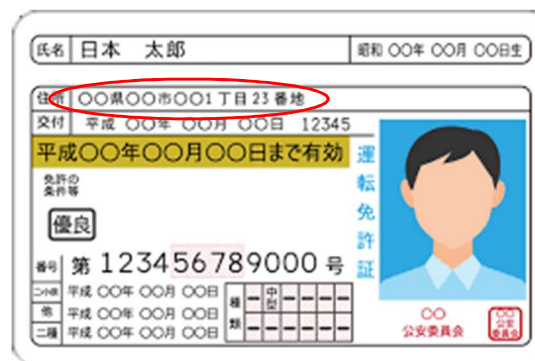


3. 坂浜一・二丁目地区の住所整理事業について

◆住所変更手続きが発生する。

- ・運転免許証
- ・登記簿の所有者住所
- ・マイナンバーカード
- ・各種免許、許可、資格など

◆事業所等の社名入り封筒や、ハンコの住所変更は自費で対応をお願いすることになります。



〒123-4567 東京都稲城市〇〇12-34
株式会社 △△△△
TEL:042-378-1234



3. 坂浜一・二丁目地区の住所整理事業について

稲城市
inagi city

住所変更手続きの例

※町界町名地番整理の場合

住所変更のお手続きには、皆様にお手続きをお願いするものと お手続き不要のものがごございます。以下に、坂浜三・四・五丁目の住所変更実施時のお手続きの例をお示します。

公簿類		
公簿等	問い合わせ先	説 明
住民票、印鑑登録原票	市役所市民課 市民窓口係 ☎042-378-2111	市役所が新しい住所に変更します。 手続きは不要です。
戸籍簿、戸籍の附票	市役所市民課 戸籍係 ☎042-378-2111	市役所が新しい本籍、住所に変更します。 手続きは不要です。
固定資産税課税台帳	市役所課税課 土地係・家屋係 ☎042-378-2111	市役所が新しい住所に変更します。 手続きは不要です。 課税時点の住所が旧住所の場合があります。

3. 坂浜一・二丁目地区の住所整理事業について



自動車・オートバイ関係			
種 類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
自動車運転免許証、運転履歴証明書の住所変更及び本籍変更	府中運転免許試験場 ☎042-362-3591 府中市多磨町3-1-1 多摩中央警察署 ☎042-375-0110 多摩市鶴牧1-26-1 都内の警察署、試験場及び免許更新センター	変更日以降	☐ 住所変更通知書兼証明書 ☐ 自動車運転免許証 ☐ 本籍変更通知書または証明書（該当する方）
小型特殊自動車・原動機付自転車（125cc未満）の所有者の住所変更	市役所課税課市民税係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	_____

- 自動車販売店などが手続きを代行した場合にかかる費用は、個人負担になります。

3. 坂浜一・二丁目地区の住所整理事業について

マイナンバーカード			
種 類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
マイナンバーカード	市役所市民課 市民窓口係 ☎042-378-2111 平尾出張所 ☎042-331-6346	変更日以降	☐マイナンバーカード ☐本人確認書類 (運転免許証等) ※本人又は同一世帯の方がお持ちください。(交付の際に設定した4ケタの暗証番号の入力が必要です。)
署名用電子証明書	若葉台出張所 ☎042-350-6321 ※出張所ではマイナンバー用の機器が1台のため、状況によっては長時間お待ちいただく場合があります。 ※駐車場は、平尾出張所に2台のみです。若葉台出張所にはありません。	変更日以降	☐マイナンバーカード ☐本人確認書類 (運転免許証等) ※本人がお越しく下さい。(交付の際に設定した4ケタの暗証番号と英数字を含む6ケタ以上の暗証番号の入力が必要です。)

3. 坂浜一・二丁目地区の住所整理事業について

今後のスケジュール

※実施時期は変更となる
場合がございます。

令和6年度	住所整理説明会開催 基本調査実施 住所整理審議会へ諮問、答申 案の公示
令和7年度	市議会へ上程、議決 現地調査等実施
令和8年度	実施告示 住所変更手続きの説明会開催 住所整理実施

お問い合わせ



各地区の住所整理の状況などは、**市ホームページ**に
随時更新いたします。

また、過去に配布した**住所整理ニュース**についても
市ホームページや市役所にて掲示しておりますので、
参考になさってください。

稲城市役所 都市建設部 まちづくり再生課 住所整理・団地再生係
電話:042-378-2111(内線324)